令和６年１月

資料３

「デジ活」中山間地域関係府省申し合わせ

「デジ活」中山間地域の登録申請の方法について

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和５年12月26日閣議決定）を踏まえ、関係府省が連携して取組を支援する「デジ活」中山間地域の登録申請の方法は、下記のとおりとする。

記

１　登録申請に関連する事業等

　　　「デジ活」中山間地域の登録申請は、地域の活性化に取り組む地域運営組織等を支援する次の事業等の申請時に合わせて（①は受賞後、②及び③にあっては事業採択内示後、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑮にあっては事業採択後に）行うこととする。

① Digi田甲子園受賞地区：内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）

② デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ:小さな拠点）：内閣府（地方創生推進事務局）

③ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）：内閣府（地方創生推進事務局）

④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：総務省（自治行政局）

⑤ 地域デジタル基盤活用推進事業：総務省（情報流通行政局）

⑥ みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）：農林水産省（農産局）

⑦ 農村型地域運営組織モデル形成支援：農林水産省（農村振興局）

⑧ 元気な地域創出モデル支援：農林水産省（農村振興局）

⑨ スマート農業実証プロジェクト：農林水産省（農林水産技術会議事務局）

⑩ デジタル林業戦略拠点構築推進事業：農林水産省（林野庁）

⑪ デジタル水産業戦略拠点整備推進事業：農林水産省（水産庁）

⑫ 地域新MaaS創出推進事業：経済産業省（製造産業局）

⑬ 日本版MaaS推進・支援事業：国土交通省（総合政策局）

⑭ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）：国土交通省（物流・自動車局）

⑮ （運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち）

運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業：国土交通省（物流・自動車局）

２　「デジ活」中山間地域の対象エリア

　　　「デジ活」中山間地域の対象エリアは、１の事業等に係る事業等実施主体の活動エリア又はこれを含む市町村全域とする。なお、複数市町村における事業等（⑩及び⑪を除く。）については、当該事業等が実施されている市町村又は当該市町村内の実施区域ごとに登録する。

３　登録申請の手続

　　　登録申請は、１の事業等の事業等実施主体（①、⑤、⑨及び⑮にあっては市町村。以下同じ。）が行うこととする。

１の事業等（ただし①及び⑨を除く。）の事業等実施主体は別紙様式第１号の必要事項を記入し、事業申請書等に添えて、事業等担当部局（１の事業に係る括弧書きの部局をいう。ただし、③、⑥、⑫、⑬及び⑮にあっては農村振興局。以下同じ。）に提出する。事業等担当部局は、提出された別紙チェックシート及び事業申請書等を農林水産省農村振興局に送付する。

また、１の事業等のうち①及び⑨の事業等実施主体は別紙様式第１号及び別紙様式第２号の必要事項を記入し、農林水産省農村振興局に提出する。

４　登録条件の確認等

　　　農林水産省において、登録に必要な次の条件を満たしているか、事業申請書等を基に別紙様式第１号を確認する。ただし、１の①及び⑨にあっては、別紙様式第２号についても確認する。

1. デジタルを活用して、地域を活性化する取組であること
2. 事業等の内容に、基幹産業である農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていること
3. 事業等実施地区に、中山間地域等を含むものであること
4. 事業等実施に当たり、地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制を構築している又は構築予定であること

５　登録の公表等

　 農林水産省農村振興局は、４に基づき登録に必要な条件を満たした事案の内容について、関係府省に共有するとともに、ポータルサイトで公表することとする。

６　照会先

　　 登録申請に関する質疑等の照会先は、以下とする。

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室

　　E-mail：maff-noushin-dijikatsu@maff.go.jp

　　代表番号：03-3502-8111（内線：5535）

　　直通番号：03-6744-2203

（参考）

〇「デジ活」中山間地域の登録フロー

　　○「１　登録申請に関連する事業等」のうち①及び⑨を除く事業

事業等担当部局で事業申請書等と合わせて受付

事業等実施主体による申請

関係府省で共有

農林水産省による確認

ホームページ

において公表

　　○「１　登録申請に関連する事業等」のうち①及び⑨

関係府省で共有

農林水産省農村振興局による確認

農林水産省農村振興局で受付

ホームページ

において公表

事業等実施主体による申請

（別紙様式第１号）

「デジ活」中山間地域に係るチェックシート

〔申請エリア：〇〇市町村／〇〇地区〕

1. 申請事業等に関する確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 補足 |
| □デジタルを活用して、地域を活性化する取組であること。 | ※事業等名□Digi田甲子園受賞地区□デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ:小さな拠点）□ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）□過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業□地域デジタル基盤活用推進事業□みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）□農村型地域運営組織モデル形成支援□元気な地域創出モデル支援□ スマート農業実証プロジェクト□デジタル林業戦略拠点構築推進事業□デジタル水産業戦略拠点整備推進事業□地域新MaaS創出推進事業□日本版MaaS推進・支援事業□地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）□（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業 |
| □事業等の内容に、基幹産業である農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていること。今回の申請事業等が農林水産分野の取組に関わっていない場合、登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリアにおいて、事業等実施主体が農林水産分野の取組を行っていれば可。また、事業申請書等において、農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組の内容が記載されていない場合は、チェックシートの提出時に同取組の内容が確認できる資料を添付すること。 | ※取組内容□農林水産物の生産□農林水産物の加工・流通□農山漁村の地域資源の活用（動植物、自然環境、景観、歴史・文化、古民家、歴史的施設等）□その他（　　　　　　　） |
| □事業等実施地区に、中山間地域等を含むものであること。 | ※対象地域□特定農山村□振興山村□過疎　□半島　□離島□沖縄　□奄美群島□小笠原諸島　□特別豪雪　□指定棚田□旧急傾斜法の指定地□農林統計上の中山間地域□水産統計上の漁業地区 |
| □事業等実施にあたり、地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制を構築している又は構築予定であること。事業等申請者ではないが、事業の実施に際して、協力・連携する専門家、団体、組織等も対象。 | □市町村　□都道府県□地域団体　□民間団体□専門家（デジタル）□専門家（地域づくり）□その他（　　　　　） |

２．支援を必要とする関係府省

（１）関係府省名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内閣官房 | 内閣府 | 経済産業省 | 厚生労働省 | 文部科学省 |
| □ | □ | □ | □ | □ |
| 総務省 | 国土交通省 | 環境省 | 農林水産省 |
| □ | □ | □ | □ |

（２）支援内容

|  |  |
| --- | --- |
| 府省名 | 希望する支援内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 登録申請エリア等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリア | 【市町村名又は地区名】 |
| 市町村の担当者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の連絡先 | 【電話番号】【E-mail】 |
| デジ活関連事業等の事業等実施主体名 |  |
| 上記の代表者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の連絡先 | 【電話番号】【E-mail】 |

（別紙様式第２号）

「デジ活」中山間地域に係る登録申請書

１　「デジ活」中山間地域登録関連事業等

□(１) Digi田甲子園受賞地区

□(２) スマート農業実証プロジェクト

２　デジタル技術を活用した地域を活性化する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 取組内容 | 【実施期間】【事業等実施主体及び取組概要】【主なデジタル技術】 |

注１ １で選択した事業等における具体的な取組内容を記載すること。

注２ 本欄の記載に代えて、１で選択した事業・制度への報告書等の提出も可とする。

３　現在実施中又は取組予定のデジタルを活用した地域を活性化する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 取組内容 | 【実施期間】【取組実施主体及び取組概要】【主なデジタル技術】 |

|  |  |
| --- | --- |
| 農林水産分野 | □農林水産物の生産 □農林水産物の加工・流通 □農山漁村の地域資源の活用（動植物、自然環境、景観、歴史・文化、古民家、歴史的施設等）□その他（　　　　　 ） |

注１ ３の取組内容に、農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれている場合は、上記の農林水産分野の欄のチェックボックスにチェックを入れること。

注２ ３の取組内容が、農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組に関わっていない場合は、登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリアにおいて、３の取組実施主体が農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組を行っていることが確認できる資料を添付すること。

４　取組推進体制

|  |  |
| --- | --- |
| 連携・協力する関係機関又は民間企業名 | 役割 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

注１ ３で記載した取組実施主体と連携・協力する関係機関又は民間企業（デジタル関連企業を含む。）等を記載する。

注２ 連携する関係機関又は民間企業について、予定も可とする。